

デジタルコンテンツを活用した労働問題等啓発事業 業務委託にかかる公募型プロポーザル募集要項

10 歳代後半から 20 歳代前半の若い世代の市民が労働問題や消費者問題に気付き、必要に応じて相談窓口を利用することで、市民の Q O L 向上を図るため、I C T を活用して働く・暮らす上での問題を早期に発見し、問題が大きくなるうちに市民の困りごとの解決につなげることをめざしデジタルコンテンツを活用した労働問題等啓発事業を実施します。つきましては、本業務の一部を、専門ノウハウを保有する事業者に業務を委託することとし、その受託者の選定にあたり、次のとおり公募型プロポーザルを実施します。

1. 目的

雇用契約に基づく働き方では、労働法により労働者の権利が守られていますが、実際には労働法が遵守されないために苦しい思いをしている人もいます。労働法は、学ぶ機会もあまりないため、自分の労働環境が合法、適法なのかを判断することが難しいことから、問題に気付いていない人がいるほか、インターネットに掲載されている不正確な情報を信じてしまう可能性もあります。特に、就業経験の少ない若者世代では、厳しい労働環境を受容してしまうことも考えられます。

また、今年 4 月から施行されたいわゆる 18 歳成年では、今まで契約の主体となっていなかった 18 歳・19 歳の若者が契約できるようになりました。また、20 歳代前半の人は以前から契約の主体となっていました。十分な知識を持っていない人も居て、10 歳代後半から 20 歳代前半の契約トラブルの被害に遭うことも考えられます。

このような問題点に対して、市民が被害に遭うことを未然に防ぐまたは早期に問題を認識して必要に応じて相談窓口を利用することで、市民の Q O L 向上を図るため、10 歳代後半から 20 歳代前半の若者層を主な対象に、I C T を活用して働く・暮らす上での問題が大きくなるうちに市民の困りごとの解決につなげることを目的として、本業務を実施します。

2. 募集対象業務

(1) 業務の内容

別添の仕様書案のとおり。

(2) 委託期間

契約締結日から令和 5 年(2023 年)2 月 28 日まで。

(3) 予算額

委託料の上限は、3,000,000 円（消費税込）。

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たす者とする。なお、企画提案書提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認

めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (5) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成 25 年豊中市条例第 25 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当しないこと。
- (6) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (7) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置（本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで）を受けていないこと。
- (8) 労働関係法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。

4. 日程（いずれも、令和 4 年（2022 年））

- | | | |
|------------------------|---------------------|-------|
| (1) 募集要項等の公表 | 7 月 1 日（金） | |
| (2) 質問事項の締切 | 7 月 22 日（金）午後 2 時必着 | (※ 1) |
| (3) 質問事項への回答 | 7 月 28 日（木） | |
| (4) 応募書類提出期限 | 8 月 10 日（水）午後 3 時必着 | |
| (5) 第 1 次審査（書類審査） | 8 月中旬 | (※ 2) |
| (6) 第 2 次審査（プレゼンテーション） | | (※ 3) |
| | 8 月 29 日（月）午後 | |
| (7) 結果公表 | 9 月上旬（予定） | |

- ※ 1 応募に関する質問はメールで受け付け、質問への回答は、市のホームページに掲載し、個別には回答しません
- ※ 2 応募が 4 件以上となった場合は、書類による第 1 次審査を実施し、第 2 次審査（プレゼンテーション）に進んでいただく提案者を選定します
- ※ 3 第 2 次審査の対象となる提案者には、時間を別途ご連絡します。なお、第 2 次審査（プレゼンテーション審査）はオンライン（Zoom）にて実施します。

5. 応募方法

(1) 提出書類の種類

No	提出書類の内容	様式について
①	プロポーザル参加表明書	様式 1
②	業務提案書 ※別添の「提案課題」に対応した提案書をご提出ください	任意様式
③	本業務の見積書	様式 2
④	本業務の見積の内訳書	任意様式
⑤	団体の概要書（企業概要・類似業務の実績など） ※公募開始日から過去3年以内の処分歴は必ず記載すること	任意様式
⑥	（任意）関連する業務実績	任意様式
⑦	入札参加停止措置等状況調書	様式 3

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 5 部

(3) 提出期限

令和 4 年（2022 年）8 月 1 0 日（水）必着（持込みの場合は午後 3 時まで）

※提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とさせていただきます。

(4) 提出方法

持参、郵送、宅配便のいずれかとします。

(5) 提出先

豊中市市民協働部くらし支援課（豊中市北桜塚 2 - 2 - 1）

(6) 提出書類の取り扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しません。

6. 選定方法

提出していただいた内容について総合的に評価し、優先交渉権者を選定します。

なお、提案内容（必須部分）において配点の 50%未満の提案者は、順位が 1 位の場合であっても優先交渉権者としません。

(1) 審査手順

デジタルコンテンツを活用した労働問題等啓発事業業務委託事業者選定委員会にて審査します。

(2) 評価項目

項目	配点	評価のポイント
1. 提案内容 (必須提案)	400点	・本業務に対する基本的な考え方と実施体制は本業務を実施するのに適当か ・課題解決のための戦略概要、問題意識の喚起から行動変容までが考慮されたものになっていて、課題の解決につながるものとなっているか ・デジタルコンテンツ（動画）の構成案は魅力的な動画となっているか。また、動画の作成本数は十分か
2. 提案内容 (追加提案)	80点	・デジタルコンテンツが効果を発揮するための追加提案は効果的と考えられるか
3. 業務実績	80点	類似する業務の実績があるか
4. 費用	60点	積算額は必要最小限に抑えられているか ※本業務の見積を勘案し、採点

※公募開始日から過去3年以内の処分歴などがある場合は、最大で20点減点します

(3) 審査スケジュール

第1次審査

8月中旬にデジタルコンテンツを活用した労働問題等啓発事業業務委託事業者選定委員会を開催し、書類審査にて第2次審査進出する提案者を選定します。なお、応募が3件以下の場合は第1次審査を省略し、全件第2次審査に進んでもらいます。

第2次審査

8月29日（月）にデジタルコンテンツを活用した労働問題等啓発事業業務委託事業者選定委員会を開催し、プレゼンテーション及び質疑応答の内容も考慮して審査を実施します。

(4) 最終審査結果の公表

最終審査結果は令和4年（2022年）9月上旬に市のホームページにて公表します。

7. 留意事項

- ①本プロポーザルに要する経費(提案書の作成及び提出に関する費用等)は、応募者の負担とします。
- ②審査及び評価の内容、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けません。
- ③提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じません。
- ④提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- ⑤本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、速やかにくらし支援課まで文書で通知してください。また、取り下げによる不利益な取り扱いはしません。
- ⑥質問事項の締め切り以降、事業に係る質問は受け付けません。

8. 契約について

優秀提案事業者の相手方と企画提案書の提案内容にもとづき、本市と協議のうえ業務内容を確定して契約を締結します。なお、優秀提案事業者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約をすることがあります。

契約に至った場合は、契約保証金の納付を行ってください。なお、履行保証保険の締結など、契約保証金を免除できる場合があります。

9. 応募先、質問先及び問い合わせ先

〒560-0022 豊中市北桜塚2-2-1 (生活情報センターくらしかん内)

豊中市市民協働部くらし支援課 (担当: 加藤、村井)

TEL 06-6858-6863、FAX 06-6858-5095

E-mail kurashi@city.toyonaka.osaka.jp